**犯罪被害にあわれた方へ～支援制度のご案内～**

○犯罪被害者等の支援内容

　成田市犯罪被害者等支援条例及び同施行規則に基づき，犯罪行為により傷害を受けた方または不慮の死を遂げた方の遺族に対し，支援金の支給その他の支援を行うことにより，その生活の安定と精神的被害の軽減を図ることを目的に犯罪被害者等支援金を支給します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **名称** | **金額** | **対象者** |
| 傷害支援金 | 30,000円 | 犯罪行為により全治2週間以上1ヶ月未満程度の重軽傷を負った方 |
| 傷害支援金 | 50,000円 | 犯罪行為により全治1ヶ月以上3ヶ月未満程度の重軽傷を負った方 |
| 傷害支援金 | 100,000円 | 犯罪行為により全治3ヶ月以上の重軽傷を負った方 |
| 遺族支援金 | 300,000円 | 犯罪行為により亡くなられた方のご遺族 |

**※本市に住所を有するもしくは犯罪発生当時に住民登録があった方に限ります。**

**※必要な要件や書類など詳細については、事前に成田市交通防犯課にお問い合わせください。**

○犯罪被害に関する主な相談窓口

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談先 | 概要 | 連絡先 |
| 千葉犯罪被害者支援センター | 犯罪の被害に遭った本人や家族、遺族らが、精神的なショックを受けて立ち直りに時間がかかるなど、刑事・司法機関の取組みだけでは対応しきれない被害者の問題について、地域社会の立場から支援します。 | TEL  043-225-5450  平日10：00～16：00  （土日祝日年末年始休み） |

成田市役所交通防犯課

[TEL：0476-20-1527](TEL:0476-20-1527)

FAX：0476-24-2858

Mail:kotsu@city.narita.chiba.jp